R02-40　改訂３版　農地転用許可制度マニュアル 改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁数 | 項　　　目 | 改訂概要 |
|  | はじめに | ・「今回の改訂内容」等を変更 |
| 1 | 目次（本書の構成） | ・「２農地転用許可基準の概要」「３立地基準等」等の項目を整理・  数項目の順序を入替え、新規項目を追加 |
| 2 | 土地利用区分  図）農地転用の推移 | ・「農業振興地域」「都市計画区域」等の面積、資料年次を更新  （新　規）  ・「図　農地転用の推移」を追加 |
| 3 | １　農地転用許可制度の概要  許可申請者　第4条  許可不要の場合 | ・「（農地所有者）」を「（農地所有者等）」に変更  （新　規）  ・「基盤強化法による農用地利用集積計画及び農地管理中間管理事業法による農用地利用配分計画により利用する場合」を追加 |
| 4 | ２　農地転用許可基準の概要  　(2) 一般基準 | （新　規）  ・「①建築条件付売買予定地で建築請負契約を締結する等の要件を満たすものは、宅地造成のみを目的とするものには該当しない」旨の取扱いを追加  （新　規）  ・「（3）農地の利用集積、その他の地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれがある場合」の項目・内容を追加 |
| 8 | 地域整備法によるもの  (4) 他法令の許可が必要なことがあります  　農振法の農用地区域内で農地を転用する場合 | ・「農工法」を「農村産業法」に変更  （新　規）  ・「農振法の農用地区域内で農地を転用する場合」の項目・内容を追加 |
| 10 | 地域整備法に基づく施設の用に供される土地 | ・「農工法」を「農村産業法」に変更、「地域未来投資促進法」を追加（12頁も同内容の修正） |
| 18 | ５　農地転用許可等の事務の流れ | ・「市街化区域外」「市街化区域内」の事務の流れを列記 |
| 23 | ７　農作物栽培高度化施設に関する特例 | （新　規）  ・「農作物栽培高度化施設に関する特例（施設の基準、施設設置者の届出、農業委員会の受理、設置後の確認業務等）」を追加 |
| 24 | ８　営農型太陽光発電設備の取扱い | （新　規）  ・「営農型太陽光発電設備の取扱いの概要（支柱の基礎部分について一時転用許可が必要）、一時転用期間の延長（3年→10年以内）、一時転用許可の条件等」を追加 |
| 25 | ９　違反転用に対する措置 | （新　規）  ・「違反転用に対する措置の概要（違反転用行為及び罰則等）、違反転用に対する一般的な対応の流れ」を追加 |
| 27 | 各機関別の標準的な事務処理期間  都道府県知事等による許可等の処分又は協議書の送付  都道府県知事等の許可に関する事案（農業委員会が都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴く事案） | ・「申請書および意見書の受理後2週間（第4の1の(5)のウ）」を「同（第4の1の(5)のア）」に変更 |
| 29 | (2) 農地転用許可（又は届出）の手続き | ・申請者（農地法第4条の場合、同5条の場合）の追加 |

※）上記の他にも内容・表記の見直し、条ずれの修正等を行っています。